

目次

法律

- | | |
|-----|------------------|
| 第一章 | 総則（第一条・第二条） |
| 第二章 | 基本方針等（第三条・第四条） |
| 第三章 | 地域公共交通計画の作成及び実施 |
| 第一節 | 地域公共交通計画の作成（第五条） |

第二節 軌道運送高度化事業（第八条—第十

第三節 道路運送高度化事業（第十三条—第一二七条）

第四節 海上運送高度化事業（第十八条—第

第五節 鉄道事業再構築事業（第二十三条）

第六節 第二十五条
夫道存三事集（第二二六七） 第二二

第七節

第七節 地域旅客運送サービス継続事業（第二十七条の二）

第八節 貨客運送効率化事業（第二十七条の二第十一項）

第九節 地域公共交通利便增進事業（第二十

第十節 雜則（第二十八條—第三十九條）

11)

第四章 再構築方針の作成等 〔第二十九条の十〕

第五章 新地域旅客運送事業の円滑化（第三十一条）

第六章 新モビリティサービス事業の円滑化

第七章 雜則（第三十六條の二—第三十六條の四）

第八章 罰則（第四十三條—第四十六條）

附錄
第一章 總則

目的　この法律は、近年における急速な少子高

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じてこと等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下

地域旅客運送サービス」という。)の提供を確
保するために地域公共交通の活性化及び再生を
進することが重要となつてゐることに鑑み、
通政策基本法(平成二十五年法律第九十二
条)の基本理念にのつて、地方公共団体によ
るための措置について定めることにより、地
域公共交通 地域住民の日常生活若しく
は社会生活における移動又は観光旅客その他
の当該地域を来訪する者の移動のための交通
手段として利用される公共交通機関をいう。
公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二
号)による鉄道事業(以下「鉄道事業」と
いう。)のうち旅客の運送に係るもの(以
下「旅客鉄道事業」という。)について同
法の許可を受けた者(以下「鉄道事業者」
といふ。)
ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)によ
る軌道経営者(旅客の運送を行うものに限
る。)
ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第一百八十
三号)による一般乗合旅客自動車運送事業
者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業
者」という。)及び同法による一般乗用旅
客自動車運送事業者(第七号ロにおいて
「一般乗用旅客自動車運送事業者」という
。)並びに同法第七十九条の七第一項に規
定する自家用有償旅客運送者(特定の者の
需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する
者として国土交通省令で定める者を除く。
第十三号において「自家用有償旅客運送
者」という。)
二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律
第一百三十六号)によるバスターミナル事業
を営む者

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおけるものを除く。）（以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者

～ イから今までに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他他の用に供するものを設置し、又は管理するもの

道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

四 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業をいう。

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（以下単に「軌道事業」という。）（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着时刻に従つて運行することをいう。以下同じ。）の速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）快適性の確保その他の国土交通省令で定める

七 公共交通の活性化に資するものをいう。

一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）又は同法による一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）について、定時性的の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の運送サービスの質の向上を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者が輸送力を増加させ、効率的に運送を実施するために行う事業であつて、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる歩行円滑化措置（車線の増設、優先通行帯の設置その他の自動車の円滑な歩行に資する措置をいう。）併せて、連節バス（二以上の車室が連結された自動車であつてそれぞれの車室の間を旅客が往来できる構造のものをいう。）その他の輸送力の確保に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす自動車を用いるもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であつて、運行経路指示システム（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第二百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムであつて運転者に対して目的地までの最も効率的な経路を指示するためのものをいう。）その他の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いるもの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業者が車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業であつて、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の車内における騒音及び振動の程度が低く、かつ、車内における旅客の転倒を防止する観点から優れた加速及び減速の性能を有する自動車を用いるもの

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定めるところにより選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。

九 鉄道事業再構築事業 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であつて、当該区間において旅客鉄道事業を經營する地方公共団体その他の者の支援を受けつつ次に掲げる事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保するもの（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

二 イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について地方公共団体その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域旅客運送サービス継続事業 一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等（路線若しくは営業区域又は航路をいう。以下同じ。）で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であつて、地方公共団体がそれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。

十二 貨客運送効率化事業 旅客陸上運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅

客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業をいう。第二十七条の八第二項において同じ。) 及び貨物陸上運送事業(貨物鉄道事業(鉄道事業のうち貨物の運送に係るもの)をいう。第二十七条の六第三項において同じ。)、貨物軌道事業(軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。第二十七条の六第三項において同じ。)及び一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十二号))による一般貨物自動車運送事業をいう。第二十七条の七第三項第八号において同じ。)をいう。)について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であつて、当該旅客上運送事業の経営の安定に資するものをいう。

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であつて、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更

(2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送(自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。)から道路運送事業(一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この(2)において同じ。)への転換

(i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換

(ii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換

(3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
ロ 地方公共団体が地域公共交通を利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であつて、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) 利用者が期間区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他これに類する運賃又は料金の設定

(2) 一定の運行間隔その他の一定の規則による運行回数又は運行時刻の設定

(3) 共通乗車券(二以上上の旅客運送事業者(第二号イからハまで及びホに掲げる者(同号ハに掲げる者にあつては、自家用有償旅客運送者を除く。)が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。
以下同じ。)の発行

ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であつて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために事業として国土交通省令で定めるもの

十四 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)

第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業ととなって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十五 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業
ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

（基本方針）

卷之三

ハ　国内一般旅客定期航路事業等

十六　新モビリティサービス事業　情報通信技術その他の先端的な技術を活用して二以上の交通機関の利用に係る予約・料金の支払その他行為を一括して行うことができるようするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業をいう。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　主務大臣は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めるものとする。

基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
- 二 第五条第一項に規定する地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項
- 三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項
- 四 第二十九条の三第一項に規定する再構築方針の作成に関する基本的な事項
- 五 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
- 六 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項
- 七 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
- 八 その他国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであること並びに交通が観光旅客の来訪及び滞在の促進に不可欠なものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進及び観光の振興に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

4　基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四節 海上運送高度化事業

第十八条 地域公共交通計画において、海上運送（海上運送高度化事業の実施）

高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通計画に即して海上運送高度化事業を実施するための計画（以下「海上運送高度化実施計画」という）を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

海上運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について記載しなければならない。

一 海上運送高度化事業を実施する区域	二 海上運送高度化事業の内容	三 海上運送高度化事業の実施予定期間	四 海上運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
五 海上運送高度化事業の効果	六 前各号に掲げるもののほか、海上運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項	七 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならぬ。	八 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する地方公共団体、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。
九 前二項の規定は、海上運送高度化実施計画の変更について準用する。	十 (海上運送高度化実施計画の認定)	十一 第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。	十二 前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を経由して行わなければならない。この場合において、関係する地方公共団体は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
十三 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化事業を実施する区域の海上運送高度化事業の内容のうち、この場合において、関係する地方公共団体は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。			

化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 海上運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 海上運送高度化実施計画に定める事項が海上運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する地方公共団体に通知するものとする。

5 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る海上運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第三項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

8 國土交通大臣は、第三項の認定に係る海上運送高度化実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送高度化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定海上運送高度化実施計画に従つて海上運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。（海上運送法の特例）

9 第三項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に關し必要な事項（第三項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を受けたとき

第二十一条及び第二十二条 削除

一條及ひ第二十二條 消除

第二十三条 地域公共交通計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体、当該鉄道事業再構築事業に係る区間において旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画（以下「鉄道事業再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鉄道事業再構築事業を実施する路線及びその区間

二 地方公共団体その他の者による支援の内容

三 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容

四 鉄道事業再構築事業の実施予定期間

五 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 利用者の利便の確保に関する事項

七 鉄道事業再構築事業の効果

八 前各号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

（鉄道事業再構築実施計画の認定）

第二十四条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域旅客輸送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及

び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が鉄道事業再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからHまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからHまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準

ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同法第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十五条第一項の認可 同法第三項の基準

二 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同法第二項の基準

ホ 鉄道事業法第二十五条第一項の許可 同法第二項各号に掲げる基準

ヘ 鉄道事業法第二十六条第一項又は第二項の認可 同法第三項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

四 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

国土交通大臣は、地方公共団体が經營する鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業に該当する事業（鉄道線路を同条第三項に規定する第二种鉄道事業を經營する者に無償で使用させるものに限る。）が定められた鉄道事業再構築実施計画について前項の認定をしようとするときは、当該第三種鉄道事業に該当する事業について、同項第三号イの規定にかかわらず、同法第五条第一項第一号から第四号までに

掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをすることができる。

第二項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとする。

第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る鉄道事業再構築実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

国土交通大臣は、第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定鉄道事業再構築実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道事業再構築実施計画に従つて鉄道事業再構築事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十五条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可若しくは同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項、第四項若しくは第八項若しくは第十七条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたもののみなす。

認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施するために、当該鉄道事業再構築事業に係る從前の旅客鉄道事業につれては、当該届出をした後の一月を経過した後に前条

いて廃止をすることが必要となる場合においては、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止届出することを要しない。

第六節 鉄道再生事業

（鉄道再生事業の実施）

第二十六条 地域公共交通計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体、廃止届出がされた鉄道事業を經營する鉄道事業者及び国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画（以下「鉄道再生実施計画」という。）を作成し、これに基づいて定めるものとする。

国土交通大臣は、第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定鉄道事業再構築実施計画」という。）と認めたときは、その認定を取り消すことができる。

第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十五条 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可若しくは同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項、第四項若しくは第八項若しくは第十七条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたもののみなす。

認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施するために、当該鉄道事業再構築事業に係る從前の旅客鉄道事業につれては、当該届出をした後の一月を経過した後に前条

第一項の合意がなされていない場合において、前条の規定による届出に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

前条第一項に規定する者が同条第四項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業のうち、鉄道事業法第七条第三項又は第十六条第三項後段、第四項若しくは第八項後段の規定による届出をしなければならないものについては、これららの規定により届出をしたものとみなす。

前条第四項の規定による届出をした鉄道事業者は、同条第一項の鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業を実施し、同条第二項第四号に掲げる期間が経過した場合において、同項第五号に掲げる判断の基準となるべき事項に従つて同項第一号に掲げる路線に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

第二十七条 地域旅客運送サービス継続事業（地域旅客運送サービス継続事業の実施）

第二十七条の二 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

第二十七条の四 前三項の規定は、地域旅客運送サービス継続実施計画の変更について準用する。

（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）

第二十七条の二 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に申請があつた場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

第二十七条の四 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであることを認定する。

第二十七条の五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業を確実に遂行するため適切なものであることを認定する。

第二十七条の六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合するこ

と。 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る者との当該地域旅客運送サービス継続事業に関する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

第二十七条の七 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続事業を実施するときは、あらかじめ、関係する公交通事業者等（前項に規定する者を除く。）道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

第二十七条の八 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

第二十七条の九 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであることを認定する。

第二十七条の十 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業を確実に遂行するため適切なものであることを認定する。

第二十七条の十一 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合する

六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、地域旅客運送サービス継続実施計画に道

二　海上運送法第十一條の二第二項の認可
同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準
ホ　海上運送法第十八条第一項の認可　同項
の認可の基準
ヘ　海上運送法第十八条第一項の認可　同項
の認可の基準

四条各号（第三号を除く）にはおいて同じく、
（一）に掲げる基準、
海上運送法第八条第三項の認可 同条第
四項の基準
八 海上運送法第十一条第一項の認可 同条
第二項において準用する同法第四条各号に
掲げる基準

イ　海上運送法第三条第一項の許可　同法第
業に該当するものであつて、次のイからへま
でに掲げる許可又は認可を受けなければなら
ないものについては、当該事業の内容がそれ
ぞれイからへまでに定める基準に適合するこ
と。

られた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいづれにも該当しない場合であること。

二 道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ）に掲げる基準
ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準

第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。
(道路運送法の特例)

第二の各号のいわてられたにかかるが、たとめるとき、又は認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者が当該認定地域旅客運送サービス継続実施計画に従つて地域旅客運送サービス継続事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 定について準用する。

省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書きの国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、逓減なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二項、第三項並びに第五項の規定は、第一項の認定を受けた地方公共団体に適用する。

5
令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通

るときは、国土交通省令で定めるところにより
関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府
令で定めるところにより関係する公安委員会
に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、
道路管理者の意見を聞く必要がないものとして
国土交通省令で定める場合、又は公安部員会の

4 路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要する事業に関する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

国土交通大臣は、第二項の認定をしようとする

第十九条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第六条、第八条第一項、第十一条第三項若しくは第十二条の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するため、当該地域旅客運送サービス継続事

第三第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客
運送サービス継続実施計画に定められた地域旅
客運送サービス継続事業のうち、海上運送法第
三条第一項の許可若しくは同法第八条第三項、
第十二条第一項、第十二条の二第二項若しくは

は事業を廃止をすることが必要となる場合においては、同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかるわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

3 により国土交通大臣が認めたものとみなす。
認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するため、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る前述の一般乗合旅客自動車運送事業について路線（道路運送法第五条第一項第三号）

動車運送事業に該当する地域旅客運送サービス継続事業が定められた地域旅客運送サービス継続実施計画であつて同条第二号の国土交通省令で定める関係者の同意を得たものについて、前条第二項の認定を受けたときは、当該運送については、同号の協議が調い、かつ、同号の規定

2
は第六項、第十五条第三項若しくは第四項若しくは第十五条の三の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

地方公共団体が、道路運送法第二十条に規定

サービス継続事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第九条第一項、第十一条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の認可を受ける、又は同法第七条第三項、第四項若しく

第八節 貨客運送効率化事業

4 貨客運送効率化事業を実施しようとする者は、貨客運送効率化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する地方公共団体、公共交通事業者等、貨物陸上運送事業者、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
5 前二項の規定は、貨客運送効率化実施計画の変更について準用する。

可を受けた者をいう。第二十七条の八第二項において同じ)、貨物軌道事業者(貨物軌道事業を営む軌道法による軌道經營者をいう)及び一般貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者をいう)をいう。以下同じ)、道路管理者及び公安委員

3
付箋省令で定める事項
貨物運送効率化事業を実施しようとする者は、貨客運送効率化事業を実施するときは、あらかじめ、関係する地方公共団体、公共交通事業者等、貨物陸上運送事業者（貨物鉄道事業者、貨物汽船事業者について失敗事業者）のうち

二	二 三 四	貨客運送効率化事業の内容 貨客運送効率化事業の実施予定期間
五	額及びその調達方法	貨客運送効率化事業の実施に必要な資金の 額及びその調達方法
六	貨客運送効率化事業の効果 前各号に掲げるもののほか、貨客運送効率	貨客運送効率化事業の効果 前各号に掲げるもののほか、貨客運送効率

2 計画に則り「貨客運送効率化事業を実施するための計画」(以下「貨客運送効率化実施計画」という)を作成し、これに基づき、当該貨客運送効率化事業を実施するものとする。
貨客運送効率化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 貨客運送効率化事業を実施する区域

第八節 貨客運送効率化事業

業に係る従前の国内一般旅客定期航路事業について廃止することが必要となる場合においては、海上運送法第十六条第一項又は第二項の規定にかかるらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

(貨客運送効率化実施計画の認定)

第二十七条の七 貨客運送効率化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、貨客運送効率化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

前項の規定による認定の申請は、関係する地方公共団体を経由して行わなければならない。

この場合において、関係する地方公共団体は、当該貨客運送効率化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その貨客運送効率化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 貨客運送効率化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 貨客運送効率化実施計画に定める事項が貨客運送効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業に該当するものであつて、次の一からハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならぬものであること。

イ 鉄道事業第三条第一項の許可 同法第

ロ 鉄道事業第七条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

四 口 貨物利用運送事業に該当するものであつて、次の一からハまでに掲げる基準

五 貨物利用運送事業に該当するものであつて、鉄道事業法第十六条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

六 貨物利用運送事業に該当するものであつて、次の一からハまでに掲げる基準

七 貨物利用運送事業に該当するものであつて、次の一からハまでに掲げる基準

八 貨物利用運送事業に該当するものであつて、次の一からハまでに掲げる基準

九 貨物利用運送事業に該当するものであつて、次の一からハまでに掲げる基準

十 貨物利用運送事業に該当するものであつて、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

五 貨客運送効率化実施計画に定められた事業のうち、軌道事業に該当するものであつて、次の一又は口に掲げる特許又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業のうち、軌道事業に該当するものであつて、次の一又は口に掲げる特許又は認可を受けなければならぬものについては、当該事業のうち、軌道事業に該当しないこと。

内容がそれぞれイ又はロに定める基準に適合すること。

イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準

ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準

ハ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第

六条各号に掲げる基準

口 道路運送法第九条第一項の認可 同条第

二項の基準

ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第十九条第一項の認可 同条第

二項の基準

ハ 道路運送法第五条第一項の認可 同条第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第四条第一項の認可 同法第

六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第六条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第七条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第八条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第十一条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第十二条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第十三条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第十四条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第十六条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第十七条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第十八条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第十九条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第二十条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第二十一条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第二十二条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ハ 道路運送法第二十三条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ 道路運送法第二十四条第一項の認可 同法第

二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

する者が同法第二十二条各号のいずれにも該当しないこと。

国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、貨客運送効率化実施計画に定めた場合において、貨客運送効率化実施計画の認定において、その認定を取り消すことができる。

のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる

許可又は認可を受けなければならないものについて、当該事業の内容がそれぞれいかん

らハまでに定める基準に適合すること。

イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第

六条各号に掲げる基準

ロ 貨物利用運送事業に該当するものについ

て、その健全な運送事業に該当するものについ

認定を受けた者（以下「認定貨客運送効率化事業者」という。）が認定貨客運送効率化実施計画に従つて貨客運送効率化実施事業を実施しないこと。申請があつた場合において、貨客運送効率化実施計画の認定における変更の届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる

許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六

条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三

項、第十六条第三項若しくは第八項若しくは第

十七条の規定による届出をしなければならない

ものについては、これらの規定により許可若し

くは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

認定貨客運送効率化事業者である貨物鐵道事

業者が認定貨客運送効率化事業者である他の陸

上運送事業者（旅客陸上運送事業者（旅客陸上

運送事業者（旅客陸上運送事業者を營む者をい

う）、貨物陸上運送事業者、貨物利用運送事業

者）が認定貨客運送効率化事業者である他の陸

上運送事業者（旅客陸上運送事業者を營む者をい

う）は、認可若しくは同法第七条第一項若しくは第

十六条第三項若しくは第八項若しくは第

十七条の規定による届出をしなければならない

ものについては、これらの規定により許可若し

くは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

認定貨客運送効率化実施計画に従つて鐵道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第十九条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十一条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十二条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十三条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十四条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十五条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十六条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十七条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十八条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第二十九条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第三十条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

二項において「第二種貨物利用運送事業者」とい

う。）をいう。以下同じ。）と認定貨客運送効

率化実施計画に従つて鐵道事業法第三十一条に規

定期する運輸に関する協定を締結したときは、当

該協定に従つて、あらかじめ、同条の規定による

7 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

8 第二十七条の十五第二項の認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業について道路運送法第九十一条の二第一項の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該認定区域内計画外事業の経営により認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに鑑み、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会との協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

9 国土交通大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、第四項の規定による審査又は第五項の規定により命令をするかどうかの決定をするときは、当該申出を考慮するものとする。

(海上運送法の特例)

第二十七条の十九 地方公共交通事業者がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第八条第三項、第十一项第一項若しくは第十二条の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第八条第一項、第十一项第一項、第十二条の二第一項若しくは第四項、第十六条、第十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたもとのみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十七条の十五第二項の認定を受けた日から開始することができるとする。(共通乗車券)

第二十七条の二十 地方公共交通事業者がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けた場合において、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通事業を実施しようとする者が

当該地域公共交通利便増進事業として発行する共通乗車券に係る運賃又は料金の割引を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、

共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。国土交通大臣は、前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第十節 雜則

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 地方公共交通事業者は、地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鐵道事業再構築事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業又は地域公共交通利便増進事業(以下「軌道運送高度化事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 地方公共交通事業者は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業、認定貨客運送効率化事業又は認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業(以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。)について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応えないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 (再構築協議会)

第二十九条の三 地方公共交通事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、二以上の都道府県の区域にわたるもの又は一の都道府県の区域内にのみ存する路線で他の路線と接続して二以上の都道府県の区域にわたる鉄道網を形成するものとして国土交通大臣が定めるものの全部又は一部の区間にあって、当該地方公共交通事業の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するもののうち、輸送需要の減少その他の事由により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提

に従つて当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(地方債についての配慮)

第二十九条 地方公共交通事業者が、地域公共交通計画に定められた目標を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共交通事業の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進)

第二十九条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしないとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(再構築方針の作成等)

供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針(以下「再構築方針」という。)の作成に関必要な協議を行うための協議会(以下「再構築協議会」という。)を組織するよう要請することができる。

2 前項の「交通手段再構築」とは、旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るために公共交通事業者等が講ずる次の各号のいずれかに該当する措置(これと併せて一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送による運送を実施する場合にあっては、当該運送の実施を含む。)及び地方公共団体その他の者が当該措置に対する支拂をいう。

1 旅客鉄道事業による輸送を維持するとともに、停車場の改良、運行計画の変更その他の措置により利用者の利便を確保すること(次号に該当するものを除く。)。

2 旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送に転換し、停留所の新設、運行回数の増加その他の措置により利用者の利便を確保すること。

3 第一項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る区間が、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「特定区間」という。)であると認めるときは、再構築協議会を組織するものとする。

1 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にあること。

2 当該区間に係る交通手段再構築(前項に規定する交通手段再構築をいう。以下同じ。)を実施するためには関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要であること。

3 国土交通大臣は、前項の規定により再構築協議会を組織するときは、あらかじめ、第一項の規定による要請に係る区間をその区域に含む方公共交通事業(当該要請をしたものを除く。)の意見を聴かなければならぬ。

(再構築協議会は、次に掲げる者をもって構成する。)

1 国土交通大臣

2 特定区間をその区域に含む地方公共交通

三 道事業者	特定区間に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者
四 関係する公共交通事業者等、道路管理者その他	他の次条第一項に規定する交通手段再構築実証事業又は再構築方針に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
五 関係する公安委員会	地域公共交通の利用者、学識経験者その他
六 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	の国土交通大臣が必要と認める者
七 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	の国土交通大臣は、再構築協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号から第四号までに掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
八 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	前項の規定による通知を受けた者は、正當な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならぬ。
九 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	再構築協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係する地方公共団体及び公共交通事業者等に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
十 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	前項の規定による通知を受けた者は、正當な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならぬ。
十一 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	総務大臣は、再構築方針の作成が円滑に行われるよう、再構築協議会の構成員である地方公共団体の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
十二 地域公共交通の利用者、学識経験者その他	前各項に定めるもののほか、再構築協議会の運営に必要な事項は、再構築協議会が定める。
（交通手段再構築実証事業計画の作成）	
第十九条の四	再構築協議会は、再構築方針を作成するため必要があると認めるときは、特定区間に係る交通手段再構築の有効性の実証を行う事業（以下「交通手段再構築実証事業」という）を実施するための計画（以下「交通手段再構築実証事業計画」という）を作成することができる。
二 交通手段再構築実証事業の内容及びその実施主体	交通手段再構築実証事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
三 交通手段再構築実証事業の実施期間	四 交通手段再構築実証事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 交通手段再構築により見込まれる効果	前各号に掲げるもののほか、交通手段再構築実証事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
六 交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めること	一 鉄道事業法第七条第一項の認可を要する同法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画又は同項第八号若しくは第十号に掲げる事項の変更に関する事項
七 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	二 鉄道事業法第七条第三項、第十六条第三項、第四項若しくは第八項、第十七条又は第三項、第二十八条第一項の規定による届出を要する行為
八 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	三 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第四条第一項の許可を要する事業に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項
九 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	四 道路運送法第九条第一項の認可を要する運賃及び料金の上限の設定又は変更に関する事項
十 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	五 道路運送法第九条第三項、第四項若しくは第六項、第九条の三第三項、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の三又は第七十九条の七第三項の規定による届出を要する行為
十一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	六 道路運送法第十五条第一項の認可を要する一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更に関する事項
十二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	七 自家用有償旅客運送に関する道路運送法第七十九条の登録を要する事業に係る同法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項
（交通手段再構築実証事業計画の作成）	八 道路運送法第七十九条の七第一項の変更登録を要する同法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項又は同項第五号に規定する事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別れる変更に関する事項

九 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	九 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
十 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
十一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
十二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
（再構築協議会の運営）	
第十九条の五	交通手段再構築実証事業の実施等）
一 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	一 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
二 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	二 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
三 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	三 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
四 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	四 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
五 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	五 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
六 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	六 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
七 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	七 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
八 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	八 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
九 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	九 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
十 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
十一 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十一 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
十二 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十二 前項第二号に掲げる事項には、交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
三 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	三 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
四 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	四 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
五 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	五 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
六 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	六 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
七 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	七 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
八 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	八 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
九 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	九 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
十 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
十一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十一 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項
十二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項	十二 交通手段再構築実証事業計画に係る同項の変更に関する事項

十三条第一項に規定する鉄道事業再構築実施計画に関する認定の効力、当該鉄道事業再構築実施計画の変更の認定及びこれらの認定の取消し、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた旧地域公共交通活性化再生法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業に係る鉄道事業法の特例、当該鉄道事業再構築事業の実施に係る要請、勧告及び命令、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による当該鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の出資並びに当該鉄道事業再構築事業の実施状況についての報告の徵収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧地域公共交通活性化再生法第二十七条の三第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む）を受けている旧地域公共交通活性化再生法第二十七条の二第一項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（旧地域公共交通活性化再生法第二条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業のうち、第二条の規定による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業に該当しないものが定められているものに限る。）に関する認定の効力、当該地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定及びこれらの認定の取消し、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた旧地域公共交通活性化再生法第二条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業に係る道路運送法の特例、当該地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る要請、勧告及び命令並びに当該地域旅客運送サービス継続事業の実施状況についての報告の徵収については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
(検討)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第六条第二項の改正規定(第二十三条)を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十条の規定(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十条第二項の改正規定(第二十三条)を「第二十二条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十二条の規定(附則第二十四条の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条の五第二項の改正規定(第十五条第一項)を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の十九の改正規定(第十一条第一項)を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条第二項の改正規定(第十五条第一項)を「第十六第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十九条の三の改正規定(第八十一条第一項)を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十六条の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観

光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(「第二十三条を「第二十二条の五」に改める部分に限る。」を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)